

関係各位

大阪における「医療非常事態宣言」の元での各種生協活動に関して（第2報）

2021/01/04

常勤役員会

各地域での新型コロナウイルス感染症対策への対応、地域の健康と安心をまもる連日のご奮闘に敬意を表します。

さて昨年12月3日に「医療非常事態宣言」が発令され、法人として各学習会、たまり場活動、事業所での食事会、班会、サークルに関して中止をお願いしてきました。本日の役員会にて感染防止はもとより、フレイル予防やつながりが希薄とならないかなどの観点も持ちながら議論を重ねました。しかしいまだ大阪では、重症病床使用率が70%以上しめていることから、引き続き1月25日（月）の役員会議まで、下記内容に留意していただきながら、自粛をお願いする結論に至りました。大変ご迷惑をおかけ致しますがご理解とご協力の程、宜しくお願い致します。

記

1. **各学習会、たまり場活動、事業所での食事会、班会、サークルに関しては中止**をお願い致します。※1月25日（月）の役員会議で再度、検討します。

2. 各種会議について

これまで通り「3密」を避けることを基本とし、理事会委員会（専門員会）、地区運営会議（理事支部長会議）、支部会議、地区での専門委員会は開催して頂きたいと思えます。ただし、急をようしない場合は、無理に開催して頂かなくても結構です。

3. 電話かけ行動（お元気ですかテレフォン）などについて

自粛によりつながりが希薄となりがちです。安否確認をはじめとした「おかわりはないですか」など、「電話かけ」や「インターホン越しの声かけ」運動に取り組みましょう。また地域から手遅れのガンや疾病を出さないためにも、健診紹介カードを活用し健診受診運動、大腸がん受診運動に取り組みましょう。

※コロナでは行える活動は限られますが知恵と工夫を出し合って、楽しく元気に生協活動に取り組みましょう。尚、新型コロナウイルス感染症の状況如何によっては、上記の内容を変更する場合があります、ご了承ください。その場合は再度連絡を致します。

以上